五島市地下水採取の規制に関する条例（平成16年８月１日条例第126号）
最終改正:平成28年12月27日条例第49号
改正内容:平成28年12月27日条例第49号

〇五島市地下水採取の規制に関する条例
平成16年８月１日条例第126号
改正
平成28年12月27日条例第49号

五島市地下水採取の規制に関する条例

（趣旨）
第１条　この条例は、多量の深層地下水の採取について必要な規制を行い、五島市における水道水源の枯渇を防ぐとともにこれを確保することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この条例において「地下水」とは、事業用又は生活の用に供するため、井戸により採取する水をいう。

２　この条例において「井戸」とは、動力を用いて地下水を採取するための施設で地表から水面までの深さが20メートルを超え、かつ、揚水機の吐出口が口径25.4ミリメートルを超えるものをいう。

（地域の指定）
第３条　この条例の規定により、地下水の採取を禁止する地域（以下「禁止地域」という。）又は規制する地域（以下「規制地域」という。）は、別表のとおりとする。

（禁止地域）
第４条　禁止地域内において井戸を設置し、又は変更（井戸の口径又は深さを変更する場合をいう。以下同じ。）してはならない。ただし、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が公共の用に供するため必要があると認めたものについては、この限りでない。
２　前項ただし書の規定により井戸を設置し、又は変更しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。

（規制地域）
第５条　規制地域内において井戸を設置しようとする者は、管理者の許可を受けなければならない。井戸の使用目的を変更し、又は権利を譲り受けようとするときも、同様とする。

（許可の申請）
第６条　第４条第２項又は前条の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を着工前１月前までに管理者に提出しなければならない。
（１）　井戸を設置する場所（位置図を添付）
（２）　使用目的
（３）　井戸の深さ、ケーシングの口径
（４）　１日の取水予定量
（５）　施工業者その他参考事項

（完成後の報告）
第７条　許可を受けた井戸を設置し、又は変更した者は、当該工事竣工後１月以内に前条各号に掲げる事項を記載した完成報告書に井戸の構造を示す図面及び地質柱状図（ストレーナの位置をあわせ表示したもの）を付し、管理者に報告しなければならない。

（立入調査等）
第８条　管理者は、この条例実施のため必要な限度において、井戸を設置し、又は変更した者からその使用状況その他必要な報告を求め、又はその職員をして関係施設に立ち入らせ、必要な調査を行わせることができる。
２　　前項の調査に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、これを提示しなければならない。
３　　第１項の規定による立入調査又は報告を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導及び勧告）
第９条　管理者は、前条の規定による報告又は調査の結果必要があると認めたときは、井戸を設置し、又は変更した者に対し、取水量の制限その他地下水保全上必要な指導又は勧告を行うことができる。

（罰則）
第10条　第４条又は第５条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。
２　第７条の規定による報告を怠り、又は第８条の規定による立入調査を正当な理由なく拒否した者は、科料に処する。

（委任）
第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則
（施行期日）
１　　この条例は、平成16年８月１日から施行する。

（経過措置）
２　　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、三井楽町地下水採取の規制に関する条例（平成３年三井楽町条例第６号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
３　　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則（平成28年12月27日条例第49号）
この条例は、平成29年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

| | |
|---|---|
| 禁止地域 | 合併前の三井楽町に属する区域の上水道水源井から半径1,500メートル以内の地域 |
| 規制地域 | 禁止地域以外の合併前の三井楽町に属する区域 |